

生活福祉資金等貸付条件等一覧

資 金 種 類		貸 付 条 件				貸付対象世帯			
		貸付限度額	償還期間	貸付利子	連帯保証人	低所得	障害者	高齢者	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。								
	生活支援費	○生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上:月 20 万円 単 身:月 15 万円	10 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は措置期間経過後 年1. 5%	原則1名必要	○		
	住居入居費	○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円				○		
	一時生活再建費	○生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円				○		
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金								
	福祉費	○生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は措置期間経過後 年1. 5%	原則1名必要	○	○	
		○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円	8 年以内			○	○	
		○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内			○	○	○
		○福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内				○	○
		○障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内				○	
		○中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内			○	○	○
		○負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・1 年を超え1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	5 年以内			○	○	○
		○介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・1 年を超え1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	5 年以内			○	○	○
		○災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150 万円	7 年以内			○		
		○冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内			○	○	○
		○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内			○	○	○
		○離職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内			○	○	○
		○その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内			○	○	○
	緊急小口資金	○次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料を支払ったため支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じとき ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や社会福祉協議会および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10 万円	12 月以内	無利子	不要	○		
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金								
	教育支援費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月 3.5 万円※ (高専)月 6.0 万円※ (短大)月 6.0 万円※ (大学)月 6.5 万円※	20 年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要	○		
	就学支度費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円				○		
不動産担保型生活資金									
	不動産担保型生活資金	○低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 7 割程度 ・月 30 万円以内	措置期間 終了時	年3%、 又はプライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人から選任	○		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	○要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の 7 割程度 (集合住宅は 5 割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の 1.5 倍)			不要	○		
臨時特例つなぎ資金									
	臨時特例つなぎ資金	○住居を失った離職者の方への公的給付制度または公的貸付制度の交付を受けるまでの生活費	10 万円	交付後 1 ヶ月以内	無利子	不要	○		

※特に必要と認められる場合、貸付限度額の 1.5 倍まで貸付可能